

加西市耐震改修促進計画

平成 29 年 10 月改定

加 西 市

目 次

1 本計画の概要	2
1-1 改定の趣旨	2
1-2 計画の位置づけ	3
1-3 目標年次	3
2 耐震化に係る現況の整理	4
2-1 加西市における地震災害の想定規模	4
2-2 施策への取り組み状況	7
2-3 耐震化の状況	9
3 耐震化促進の方針と目標	11
3-1 耐震化の促進に係る方針	11
3-2 住宅の耐震化率の目標	11
3-3 意識啓発活動の目標	12
3-4 多数利用建築物の耐震化率の目標	13
4 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	14
4-1 基本的な取組方針	14
4-2 耐震化支援策の推進	14
4-3 草の根意識啓発活動の実施	16
4-4 安心して耐震改修を行うことができる環境整備	16
4-5 大地震時に備えた建築物の予防策	17
4-6 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定	18
5 地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項	19
5-1 情報提供の推進	19
5-2 自治会や関係団体との連携	19
6 法による耐震性確保等のための措置に関する事項	20
6-1 法に基づく指示・指導等と勧告・命令等	20
7 用語解説	21
付録 資料編	24

1 本計画の概要

1-1 改定の趣旨

(1) 計画策定の経緯

日本は世界でも有数の地震国であり、今日までに発生した多くの地震により、国民の生活は多大な被害を受けています。平成 7 年（1995 年）1 月 17 日午前 5 時 46 分に発生した阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）は、地震による住宅・建築物の倒壊等により多くの尊い人命を奪い、都市に甚大な被害をもたらしました。なかでも、昭和 56 年（1981 年）以前に建築された旧耐震基準の住宅・建築物において多くの被害が確認されました。

その後も、平成 16 年（2004 年）10 月の新潟県中越地震、平成 17 年（2005 年）3 月の福岡県西方沖地震、平成 19 年（2007 年）7 月の新潟県中越沖地震、平成 20 年（2008 年）6 月の岩手・宮城内陸地震などの大規模な地震が頻発し、建築物の耐震化に係る課題認識が深まる中で、阪神・淡路大震災の発生後に制定された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が平成 18 年（2006 年）1 月に改正されました。

地方公共団体における耐震改修促進計画の策定による計画的な耐震化の推進などが盛り込まれた改正法に基づき、国土交通省からは「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針（以下「国の基本方針」という。）」が示され、兵庫県は「兵庫県耐震改修促進計画」（以下「県計画」という。）を平成 19 年（2007 年）3 月に策定しました。本市においても、今後発生が予想される地震による住宅・建築物の倒壊等による被害を減少させる「減災」の取り組みを進めるため、県計画に基づく「加西市耐震改修促進計画」（以下「本計画」という。）を平成 20 年（2008 年）3 月に策定しました。

(2) 計画改定の意図

平成 23 年（2011 年）3 月に発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）において、従来の想定をはるかに上回る巨大な地震・津波により甚大な被害がもたらされたことを受け、平成 25 年（2013 年）11 月に耐震改修促進法が再改正されました。新たな国の基本方針（最終改正：平成 28 年 3 月 25 日）においては、南海トラフ地震や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の発生の切迫性と甚大な被害予想が示されています。

この法改正に伴い、多数の者が利用する大規模建築物などを対象とした耐震診断が義務付けられるとともに、平成 32 年（2020 年）までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を少なくとも 95% にすること、平成 37 年（2025 年）までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標として掲げています。

これらの状況を踏まえ、兵庫県は、今後高い確率で発生が予想される南海トラフ地震等の被害から県民の安全を守るために、引き続き住宅や建築物の耐震化を計画的に進める必要があることから、平成 28 年（2016 年）3 月に県計画を改定し、平成 37 年（2025 年）までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率 97% を目標としています。

本市においても、国・県の方針との整合を図るとともに、より一層の施策推進を図るため、県計画に基づく改定を行います。

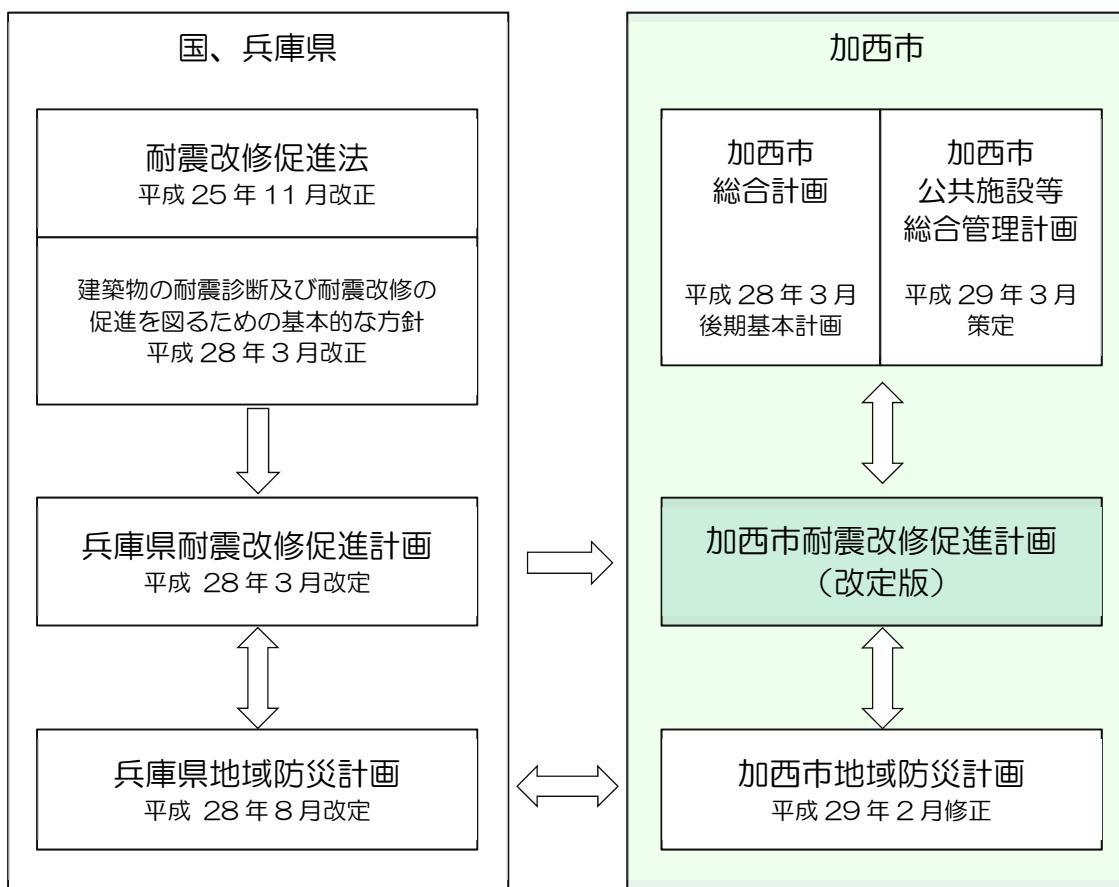
1-2 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第6条第1項の規定により、県計画（平成28年（2016年）3月改定）に基づいて定めるものです。

また、本計画は地震災害に備えることを目的とした、住宅及び建築物の防災・減災対策を推進するための計画であることから、「加西市地域防災計画（平成29年2月修正）」との整合を図りつつ改定します。

さらに、本市の長期的なまちづくりの基本的な方向性を定め、市政運営の指針となる「加西市総合計画後期基本計画（平成28年3月）」及び公共施設等の管理の基本方針となる「加西市公共施設等総合管理計画（平成29年3月）」とも整合を図ります。

図1 加西市耐震改修促進計画の位置づけ



1-3 目標年次

本計画の目標年次は、県計画との整合を図り、平成37年度とします。

また、社会情勢の変化や事業の進捗状況等を勘案し、必要に応じて本計画の見直しを行います。

2 耐震化に係る現況の整理

2-1 加西市における地震災害の想定規模

(1) 過去の地震被害

兵庫県内が震央となり、震度5以上の揺れがあったと推定される地震は以下の通りです。

図2 地震災害の履歴

番号	発生年月日	規模	震央
○1	868年8月3日	M7.1	姫路、加古川、高砂市接合地点付近（播磨国地震）
○2	1864年3月6日	M6.4	加古川上流杉原谷付近
○3	1916年11月26日	M6.3	明石海峡付近
○4	1925年5月23日	M7.0	豊岡付近（北但馬地震）
5	1949年1月20日	M6.5	香住町付近
6	1961年5月7日	M5.9	佐用郡佐用町
7	1984年5月30日	M5.6	姫路市安富町南部
◎8	1995年1月17日	M7.3	淡路島北端部海域（兵庫県南部地震）
○9	2013年4月13日	M6.3	淡路島付近

○は震度6以上の推定、◎は震度7（震度階級は旧階級による）

出典：加西市地域防災計画（平成29年2月修正）に一部加筆

(2) 今後想定される地震の規模と被害

加西市地域防災計画では、兵庫県の地震被害想定に基づき、市内で甚大な被害が発生する可能性がある地震とその被害について下記の通り想定しています。

想定される被害を軽減させるために、計画的に耐震化を促進する必要があります。

① 内陸型地震

比較的活動度の高い断層を中心に、県内への影響が大きいと考えられる4つの活断層（内陸型地震）による地震被害を予測しており、これらの地震が発生した場合の市域で想定される被害等は、次のようにになっています。

ア 想定される震度

加西市で想定される震度は、山崎断層による地震が発生した場合が最も大きく、最大で震度7の揺れが想定されています。

イ 想定される被害

建物被害、出火・延焼被害の想定のほか、季節、時刻等の条件の違いを考慮した人的被害の想定が行われています。

このうち、人的被害が最も大きい山崎断層主部南東部・草谷断層の被害想定では、「冬の早朝（5時）」に地震が発生した場合、建物倒壊により302人の死者、937人の負傷者（うち137人が重傷者）が発生するものとされています。また、揺れ・液状化による全壊棟数は4,957棟と予想されています。

図 3 断層モデル図

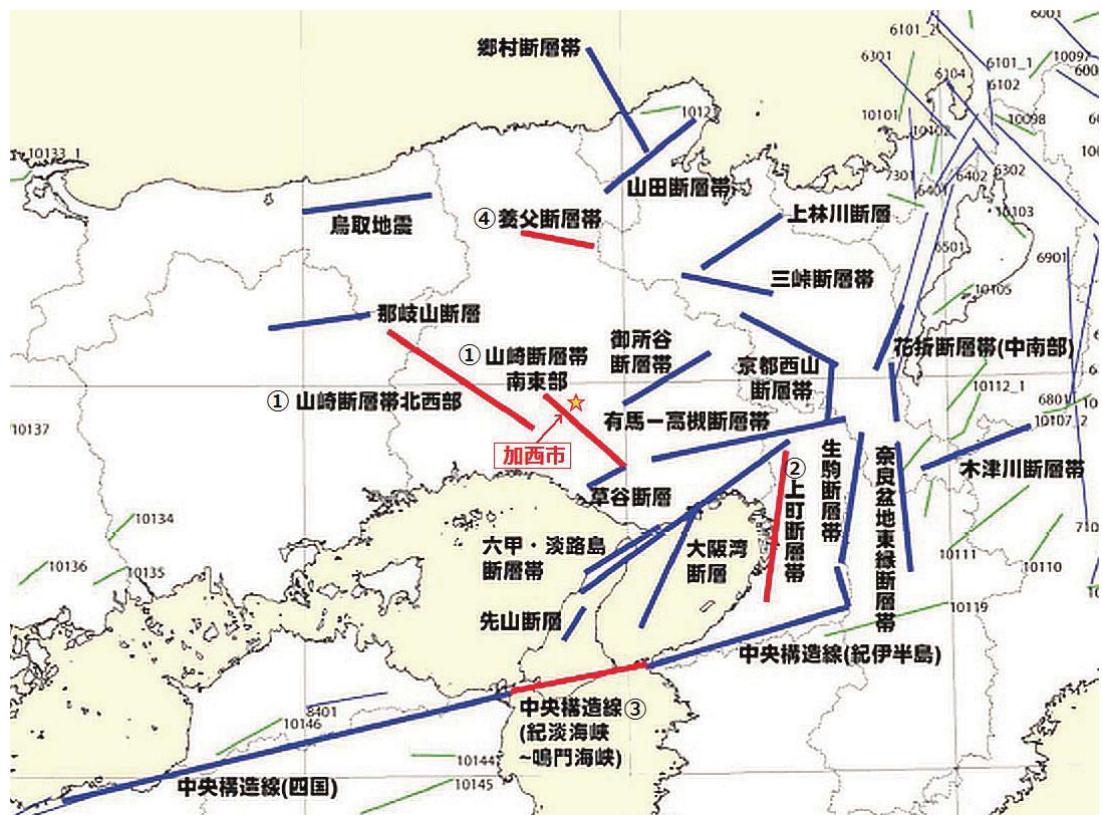


図 4 想定地震の諸元 (内陸型地震)

想定地震	想定震源地	想定規模
山崎断層帯地震	①山崎断層帯 (北西部・南東部)	M 8. 0
上町断層帯地震	②上町断層帯	M 7. 5
中央構造線断層帯地震	③中央構造線断層 (紀淡海峡～鳴門海峡)	M 7. 7
養父断層帯地震	④養父断層帯	M 7. 0

図 5 被害想定 (内陸型地震)

想定地震	建物被害			避難者 (人)	人的被害*				
	揺れ		液状化		建物倒壊		火災		
	全壊 (棟)	半壊 (棟)	全壊 (棟)	焼失 (棟)	死者 (人)	負傷者 (人)	重傷者 (人)	焼死者 (人)	
山崎断層帯地震	4,864	7,528	93	5	12,032	302	937	137	1

* 人的被害については建物倒壊が冬早朝 5 時、焼死者が冬夕方 18 時を想定している
出典：加西市地域防災計画（平成 29 年 2 月修正）

② 海溝型地震

南海トラフ地震は、静岡県の駿河湾から九州東方沖の日向灘までの地域並びにその周辺地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震であり、今世紀前半での発生が懸念されています。また、同時又は時間差をもって発生するケースも懸念されています。

ア 想定される震度

中央防災会議では、南海トラフ地震が同時に発生した場合、地震の規模はマグニチュード9.1となり、本市では震度6弱の揺れが予想されます。強い揺れは1分間以上続き、数分間続くこともあると想定しています。

イ 想定される被害

被害が最も大きくなる冬の早朝5時を想定した被害の見込みは以下の通りです。

図 6 南海トラフ地震による想定震度分布図



図 7 被害想定（海溝型地震）

想 定 地 震	建物被害						避難者 (人)	人的被害		
	揺れ		液状化		土砂災害			死者 (人)	負傷者 (人)	
	全壊 (棟)	半壊 (棟)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	全壊 (棟)	半壊 (棟)				
南海トラフ地震	30	868	8	277	1	3	165	1	154	

出典：加西市地域防災計画（平成29年2月修正）

2-2 施策への取り組み状況

加西市では、平成 20 年（2008 年）3 月に策定した耐震改修促進計画に基づき、兵庫県等と連携しながら耐震率の向上に努めています。

平成 20～28 年度における取り組み状況の確認と所管部署による自己評価を行うとともに、計画の改定にあたり考慮すべき課題・方向性を整理しました。

主な施策	概要	評価*	今後の課題、方向性
1 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	1-1 住宅の簡易耐震診断の推進	○ 継続	今後も、簡易耐震診断の無料化を継続していく。
	1-2 わが家の耐震改修促進事業	▲ 要改善	簡易耐震診断の受診後、改修工事等への多額の費用負担により、耐震化工事へ繋がるケースが少ない。 今後は、改修方法の選定と効果、それに対応した助成制度等の知識向上のための情報発信を市広報、パンフレット、ホームページ等の様々な手段を通して積極的に行っていく。
	1-3 住宅耐震改修支援事業	▲ 要改善	パンフレットによる情報提供だけでは不十分であるため、ホームページ等に掲載し、より一層の情報発信を行っていく。
	1-4 多数の者が利用する建築物に係る耐震診断補助事業の創設	○ 拡大	民間の多数利用者建築物については、所有者の耐震化への意識を高めることが重要であるため、啓発活動による意識向上を図り、耐震化を推進する。また、耐震診断補助事業の創設を検討する。
2 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	2-1 耐震診断員の養成・活用	○ 継続	耐震診断時に、診断員による耐震化に関するアドバイス等を行うなど、耐震改修工事等の次のステップに繋げる必要がある。
	2-2 相談体制の拡充	○ 継続	今後とも関係機関と連携し、耐震診断や耐震改修を希望する市民の相談に迅速かつ的確に対応する。
	2-3 住宅改修業者登録制度	○ 継続	平成 29 年度から「ひょうご住まいの耐震化促進事業」において工事施工業者の「住宅改修業者登録制度」への登録が義務付けられたため、制度の周知を図る。

* ○拡大：取り組みを強化／○継続：従来の取り組みを踏襲／▲要改善：取り組みを見直し

主な施策		概要	評価*	今後の課題、方向性
3 大地震時に備えた建築物に関する事前の予防策	3-1 被災建築物応急危険度判定体制の整備	県において被災建物応急危険度判定士を養成する等の取り組みが行われており、市でも災害時における受け入れ体制の整備を進めた。	○ 継続	今後とも県や建築士協会等の関係機関との連携による応急危険度判定士派遣の受け入れ体制を維持する。
	3-2 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）の加入促進	制度への加入は「ひょうご住まいの耐震化推進事業」の補助要件であるが、一般住宅の加入促進も含めて、県との連携により制度の普及啓発活動を行った。	○ 継続	一般住宅への普及については地震保険や他の共済制度に加入されているケースへの対応方針を検討する必要がある。
4 優先的に耐震化に着手すべき建築物	4-1 県耐震改修促進計画で定める緊急輸送路の沿道建築物	緊急輸送路の沿道建築物の状況把握ができていない。	▲ 要改善	緊急輸送路の沿道施設の状況調査が必要である。
	4-2 避難所として利用する建築物又は災害時に拠点となる学校、病院、福祉施設	避難所である学校施設については、積極的に耐震化工事を行い、平成27年度に耐震化が完了した。病院については耐震化の方針を検討中である。	○ 継続	病院の耐震化の方針について、早急に決定する必要がある。
5 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項	5-1 相談体制の整備(再掲)	—	—	—
	5-2 町内会等との連携	代表区長会や市広報等を通じて耐震化の啓発活動を実施しており、自治会の要望に応じてリーフレットの各戸配布を行った。	▲ 要改善	イベント時の相談会や出前講座等、市民が身近な場所で気軽に相談できる場をつくるような効果的な手法の検討が必要である。
	5-3 関係団体との連携	特に取り組みなし	▲ 要改善	活動の実施に際して関係団体との連携を図り対応することが必要である。
6 建築基準法による勧告又は命令等について所管行政府との連携に関する事項		耐震化について必要がある場合、県と連携して指導・助言を行う体制を整えた。	○ 継続	引き続き所管行政府である兵庫県と連携する必要がある。
7 他分野との連携により実施した施策	7-1 バリアフリーリフォーム補助との連携	平成28年度からバリアフリー化補助を受ける場合に簡易耐震診断が義務付けされたため、福祉部局との連携体制を整えた。	▲ 要改善	実際にバリアフリー化に伴うリフォーム工事と併せて耐震改修工事等に繋がったケースが多く、制度の活用促進が必要である。
	7-2 老朽危険空き家の解体補助との連携	平成25年度より自治会を対象とした老朽危険空き家の除却補助制度を開始し、減築による耐震化の促進や市街地での倒壊による道路への妨げを防ぐなどの取り組みを行った。	○ 拡大	除却補助制度を継続し、耐震化率の向上を図る。平成27年度からは、市街地において個人を対象とした老朽危険空き家の除却補助制度も開始している。

* ○拡大：取り組みを強化／○継続：従来の取り組みを踏襲／▲要改善：取り組みを見直し

2-3 耐震化の状況

(1) 住宅

平成 25 年 10 月 1 日時点で居住のある住宅総数は 14,600 戸であり、その 4 割を超える 6,231 戸が旧耐震基準の住宅です。

旧耐震基準の住宅のうち耐震性の不十分なものは 3,328 戸と推計され、耐震化率は約 77% となります。

平成 25 年時点の住宅の耐震化率は全国平均が約 82%、兵庫県平均が約 85% であり、加西市の耐震化率は全国平均に比べ約 5%、県平均に比べて約 8% 低い水準となっています。

また、耐震性のある住宅を建て方別に見ると、一戸建住宅では 9,658 戸、共同住宅等では 1,614 戸となっており、耐震化率はそれぞれ約 75%、約 97% となっています。

図 8 住宅の耐震化の状況（平成 25 年 10 月 1 日時点）

建て方	住宅 総数 (戸)					耐震性 のある 住宅	耐震化率
		新耐震 の住宅	旧耐震 の住宅	耐震性 あり	耐震性 なし		
A	B	C	D	E=C-D	F=B+D	G=F/A	
一戸建住宅	12,940	6,977	5,963	2,681	3,282	9,658	74.6%
共同住宅等	1,660	1,392	268	222	46	1,614	97.2%
居住のある住宅	14,600	8,369	6,231	2,903	3,328	11,272	77.2%

注 1：平成 25 年（2013 年）住宅・土地統計調査を基にした推計による

注 2：建て方の「共同住宅等」とは、一戸建住宅以外の住宅をいう

(2) 多数利用建築物（民間）

平成 29 年 8 月 1 日時点で耐震改修促進法に定められている民間の多数利用建築物は 253 棟あり、このうち新耐震基準建築物は 241 棟（95%）、旧耐震基準建築物は 12 棟（5%）となります。

このうち、旧耐震基準建築物はいずれも耐震性が確認できておらず、全体の耐震化率は約 95% となっています。

(3) 多数利用建築物（公共）

平成 29 年 8 月 1 日時点で耐震改修促進法に定められている公共の多数利用建築物は 64 棟あり、このうち新耐震基準建築物は 39 棟（61%）、旧耐震基準建築物は 25 棟（39%）となります。

このうち、改築や耐震改修の完了によって 18 棟が耐震性を有しており、全体の耐震化率は約 89% となります。

図 9 多数利用建築物の耐震化の状況（平成 29 年 8 月 1 日時点）

区分	公共	民間	合計
庁舎	50%	-	50%
学校・病院・福祉施設	90%	100%	92%
その他施設（ホテル・旅館、物販店舗等）	75%	99%	98%
旧耐震基準建築物の 規模別耐震化率*	大規模多数利用建築物	-	-
	中規模多数利用建築物	(100%)	-
	小規模多数利用建築物	(0%)	(0%)
賃貸住宅	100%	65%	75%

* ()内は旧耐震基準建築物に限った耐震化率

出典：加西市調べ

【参考】建築物の耐震性

耐震性のある建築物は「新耐震基準建築物」、「旧耐震基準建築物のうち耐震診断で耐震性ありとされたもの」、「旧耐震基準建築物のうち耐震診断で耐震性不足とされ耐震改修を実施したもの」に区分され、いずれにも該当しないものが耐震性のない建築物となる。

- 新耐震基準建築物：昭和 56 年 6 月 1 日（建築基準法の改正による新耐震基準の施行日）
以降に着工した建築物
- 旧耐震基準建築物：昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した建築物

【参考】多数利用建築物

耐震改修促進法第 14 条第 1 号に掲げる建築物をいう。また、本計画においては、県計画と同様に、同法附則第 3 条第 1 項に規定する要緊急安全確認大規模多数利用建築物を「大規模多数利用建築物」、同法第 15 条第 2 項に規定する特定既存耐震不適格建築物を「中規模多数利用建築物」、同法第 14 条に規定する特定既存耐震不適格建築物（中規模多数利用建築物を除く。）を「小規模多数利用建築物」とする。

- 大規模多数利用建築物：耐震診断が義務付けされた建築物
- 中規模多数利用建築物：所管行政庁が必要な指示をすることができる建築物
- 小規模多数利用建築物：所管行政庁が必要な指導及び助言をすることができる建築物
- 多数利用建築物の用途の例：

学校、病院、劇場、映画館、集会場、ホテル、保育所、老人ホーム、体育館、図書館、ボーリング場、百貨店等の物品販売業を営む店舗、飲食店、銀行等のサービス業を営む店舗、展示場、遊技場、保健所等の公益上必要な建築物、賃貸住宅（共同住宅に限る）、事務所、工場

3 耐震化促進の方針と目標

3-1 耐震化の促進に係る方針

平成 37 年における将来推計と国の基本方針を踏まえた上で、原則として上位計画となる兵庫県耐震改修促進計画の目標に準拠します。

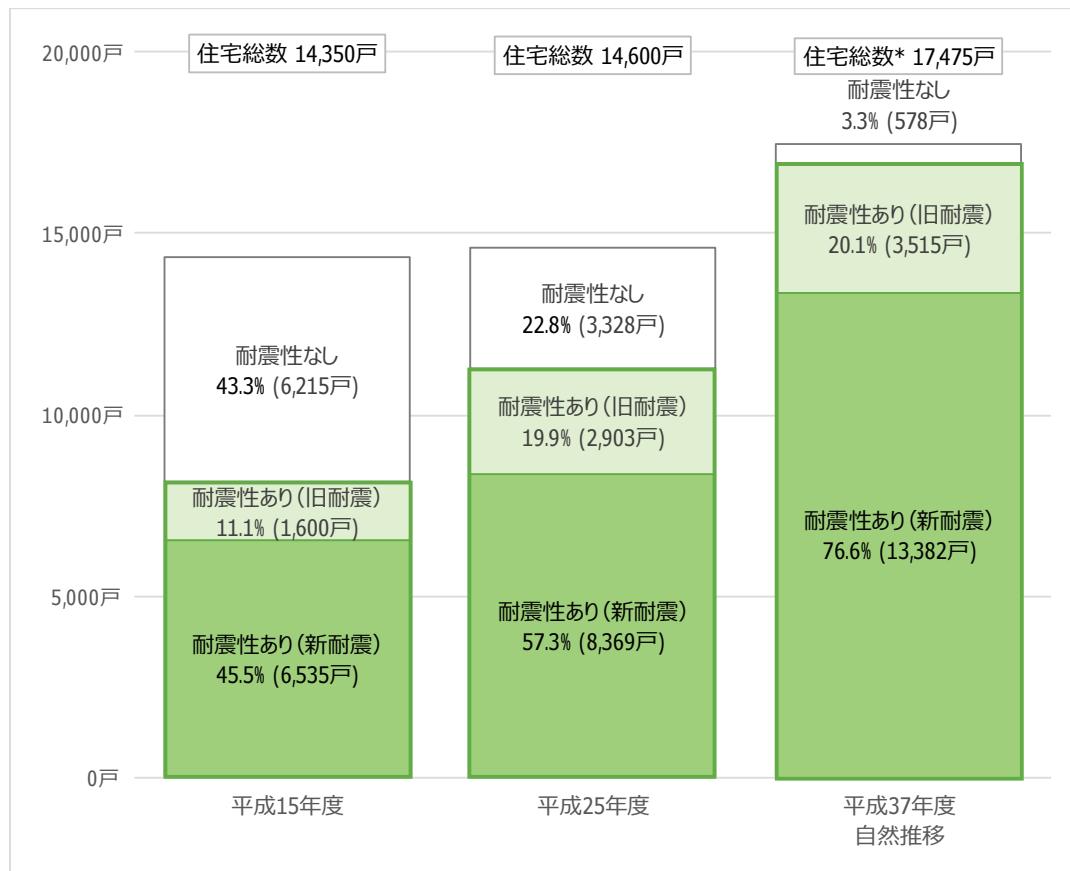
3-2 住宅の耐震化率の目標

(1) 耐震化率の将来見込み

耐震性がない住宅は平成 25 年度の時点で 3,328 戸ありますが、建替や除却により平成 37 年度までに 2,138 戸が滅失すると予想されます。

耐震改修の実施件数が従来のペースと変わらなかった場合、耐震性がない住宅は平成 37 年度において 578 戸となり、新築や建替で増加する新耐震基準の住宅を加えた耐震化率は約 96.7% に止まる予測されます。

図 10 住宅の耐震化の現状と将来の見込み



* 平成 37 年度の住宅総数は将来世帯数（国立社会保障・人口問題研究所の H25.3 地域別将来推計人口と H26.4 日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）より算出）と連動して推移るものとした

(2) 平成 37 年における耐震化率の目標

平成 37 年度における住宅の耐震化率を 97% とすることを目指します。

耐震化の目標を達成するためには、耐震改修のペースを従来よりも向上させ、平成 37 年度までに 54 戸の耐震化を促進する必要があります。

図 11 住宅の耐震化率の目標

区分	現況（平成 25 年度）	目標（平成 37 年度）
住宅総数	14,600 戸	17,475 戸
耐震性なし	3,328 戸	524 戸
耐震化率	77.2%	97%
旧耐震基準住宅に 限った耐震化率*	(46.6%)	(87%)

* ()内は旧耐震基準住宅に限った耐震化率

3-3 意識啓発活動の目標

住宅の耐震化に係る意識啓発活動について、これまでにも相談・支援体制の強化に取り組んできたところですが、耐震化のペースをこれまで以上に上げる必要があることから、耐震性がないとされた住宅 3,328 戸全てに対して「草の根意識啓発活動」を行います。

3-4 多数利用建築物の耐震化率の目標

平成 37 年度における多数利用建築物の耐震化率を 99% とすることを目指します。

用途・規模別耐震化率の目標は、下表の通りとします。

なお、庁舎（地震の防災拠点となる建築物）、学校・病院・福祉施設（避難困難者等が利用する建築物）及び耐震診断が義務付けられた大規模多数利用建築物は耐震化率 100% を、多数利用の賃貸住宅は住宅と同じく耐震化率 97% を目標とします。

図 12 多数利用建築物の耐震化の目標

区分	現況 (平成 29 年度)	目標 (平成 37 年度)
庁舎	50%	100%
学校・病院・福祉施設	92%	100%
その他施設（ホテル・旅館、物販店舗等）	98%	99%
旧耐震基準建築物の 規模別耐震化率*	大規模多数利用建築物	(旧耐なし)
	中規模多数利用建築物	(100%)
	小規模多数利用建築物	(0%)
賃貸住宅	75%	97%

* ()内は旧耐震基準住宅に限った耐震化率

【参考】

○県計画における住宅及び多数利用建築物の耐震化の目標

- ・住宅の耐震化率を、平成 37 年度に 97% とする。
- ・耐震性のない住宅 34.6 万戸全てに対して「草の根意識啓発」を行う。
- ・多数利用建築物の耐震化率を、平成 37 年度に 97% とする。

4 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

4-1 基本的な取組方針

住宅・建築物の耐震化の目標を達成するためには、所有者が地震災害対策を自らの問題として考え、さらに地域全体の問題として認識し、主体的に取り組む必要があります。

そのため、市が、住宅・建築物の耐震化に係る費用負担を軽減するための支援策の推進、安心して耐震改修を行うことができる環境整備、大地震時に備えた建築物の予防策や安全性の向上に関する啓発等「草の根意識啓発活動」に取り組みます。

4-2 耐震化支援策の推進

(1) 住宅の簡易耐震診断の推進

住宅の安全性に対する市民の意識を高め、耐震化への動機付けを行うため、簡易耐震診断推進事業を推進します。

【概要】

- ・対象住宅 昭和 56 年 5 月以前着工の木造住宅
- ・補助基本額 戸建住宅：30,900 円
- ・負担割合 申請者負担 1 割、残りを国 1/2、県 1/4、市 1/4
(加西市は申請者負担なし)

(2) 耐震改修促進事業の推進

簡易耐震診断の結果、耐震性が不足すると判定された住宅について、市が耐震改修計画策定費や耐震改修工事費、建替工事費への補助を行い、既存民間住宅の耐震化を促進します。また、多額の費用負担が困難な世帯等に対しては、比較的低コストで地震対策が可能な、部分型改修工費費や防災ベッド等設置費への補助を行います。

【概要】

- ・住宅耐震改修計画策定費補助：対象となる策定費の 2/3（上限 20 万円）
- ・住宅耐震改修工事費補助：戸建住宅は定額（対象工事費に応じて 50～130 万円）
- ・簡易耐震改修工事費補助：定額 50 万円
- ・屋根軽量化工事費補助、シェルター型工事費補助：定額 50 万円
- ・建替工事費補助：定額 100 万円
- ・防災ベッド等設置助成事業：定額 10 万円

【参考】ひょうご住まいの耐震化促進事業（県事業分）の市事業化

平成 29 年度より、これまで県が実施してきた住宅耐震改修計画策定費補助、住宅耐震改修工事費補助、簡易耐震改修工事費補助を市の事業として実施します。

市事業化後の負担割合 国 1/2、県 1/2

(3) 耐震改修促進税制の周知

耐震改修促進税制の創設により、住宅の耐震改修を行い現行の耐震基準に適合することが確認できた場合、所得税額の控除と固定資産税の減額を受けることができます。この制度を広く市民に周知し活用を促進します。

【概要】

- ・所得税額の控除：昭和 56 年 5 月 31 年以前に建てられた自らが所有する住宅を現行の耐震基準に適合させる工事を行った場合、対象工事費の 10%相当額を控除。（上限 25 万円）
- ・固定資産税の減額：昭和 57 年 1 月 1 日以前から存在する住宅の耐震リフォームで工事費が 50 万円を超える場合、住宅に課税される固定資産税の 1/2 を 1 年間減額。（上限 120 m²/戸、併用住宅は住居部分のみ）

(4) 住宅耐震改修工事利子補給事業の周知

金融機関から融資を受けて住宅の耐震改修工事を実施する場合に、県が利子の一部に対して補助を行っています。この制度を広く市民に周知し活用を推進します。

(5) バリアフリーリフォーム補助との連携

住宅耐震化はバリアフリー化等のリフォームと同時に実施することが有効であるため、「人生 80 年いきいき住宅助成事業」において、旧耐震基準の住宅に居住する当該事業利用者へ簡易耐震診断員を派遣し、簡易耐震診断を推進します。

(6) 多数利用建築物（民間）の耐震診断の推進

民間が所有する耐震性のない多数利用建築物について、耐震診断や耐震化の実施を啓発します。加えて、避難弱者等が利用する多数利用建築物等については、民間事業者が耐震化を行うために要する費用の負担を軽減する補助制度を検討します。

【参考】多数利用建築物に係る県の施策

県は、民間の多数利用建築物の耐震化施策について、事業主体を市町として、中規模多数利用建築物の耐震診断費への補助のほか、次の補助制度を実施している。

- 大規模多数利用建築物に対する耐震改修工事費等への補助
- 中規模多数利用建築物のうち一定のものに対する耐震改修工事費等への補助
- 小規模多数利用建築物に対する耐震診断費への補助 等

4-3 草の根意識啓発活動の実施

市は、建築関係団体の建築士等と連携した住宅耐震化相談会や、早かごセミナー制度を活用した出前講座を実施します。また、広報誌、パンフレット、市ホームページ等様々な手段により、地震の危険性や耐震化の必要性について広く市民に周知し、住まい手に確かに伝わる働きかけを行うことで、住宅の耐震化に関する意識の啓発及び知識の普及を図り、住宅の耐震化を促進します。

図 13 意識啓発活動



4-4 安心して耐震改修を行うことができる環境整備

(1) 相談体制の強化

住宅・建築物の耐震化を希望する市民の相談に対応するため、相談窓口（都市整備部都市計画課）の強化を図ります。

相談窓口においては、耐震診断及び耐震改修に関する知識の普及、啓発に努めるとともに、耐震改修促進税制等の耐震化に関わる制度の周知、活用促進を図ります。

また、県やひょうご住まいサポートセンター等と連携して相談体制の強化に努めます。

(2) 耐震診断員の養成・活用

県において、住宅の簡易耐震診断推進事業を実施する簡易耐震診断員を養成しており、その活用を推進します。

(3) 住宅改修業者登録制度の周知

市民が耐震改修の実施にあたり安心して業者を選択できる環境を整備するため、県の「住宅改修業者登録制度」を推進し、市民や耐震改修に係る補助事業を実施する事業者への周知に努めます。

4-5 大地震時に備えた建築物の予防策

(1) 被災建築物応急危険度判定体制の整備

大規模な地震が発生した際に、被災した建築物を調査し、その後に発生する余震等による倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備等の危険性を判定する専門家を確保するなど、被災建築物応急危険度判定体制の整備を県と連携して進めます。

(2) 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）の加入促進

阪神・淡路大震災の教訓を生かし、全国に先駆けて県単独で創設した「兵庫県住宅再建共済制度」により、住宅の所有者同士が助け合いの精神に基づいて負担金を出し合い、自然災害発生時に被災した住宅の再建・補修を支援しあう相互扶助の取り組みを推進するため、県と連携して加入促進に努めます。

図 14 兵庫県住宅再建共済制度



4-6 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定

耐震改修促進法第5条第3項第3号に基づき緊急車両の通行や市民の避難を確保するため、沿道の建築物（耐震改修促進法第5条第3項第2号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に限る。）の耐震化を図る必要のある道路を「兵庫県地域防災計画」で緊急輸送道路として指定しています。

当該道路の通行の確保のために耐震化が必要な建築物については、県と連携して実態把握の協力や耐震改修等に係る費用に補助する制度等の検討を行います。

なお、耐震診断を実施し、結果を報告することを義務付けて沿道建築物の耐震化の促進を図る必要がある道路（耐震改修促進法第6条第3項）の指定については、県と連携して道路の通行の確保のため耐震化が必要な沿道建築物の実態を把握し、必要に応じて指定を検討します。

図 15 市内の緊急輸送道路

種別	路線名	起点の地名	終点の地名	管理者名
一般緊急輸送路	一般国道372号	篠山市古市147 (古市交差点)	姫路市野里109-10 (二本松交差点)	兵庫県
	三木宍粟線	小野市淨谷町2983-1 (国道175号交差点)	加西市中野町53-2 (加西中野交差点)	
		加西市下宮木町413 (下宮木交差点)	姫路市安富町安志1047 (国道29号交差点)	
	多可北条線	多可郡多可町中区糀屋54-1 (糀屋交差点)	加西市北条町北条93-1 (三木宍粟線交差点)	
	高砂北条線	高砂市荒井町小松原3丁目 17-16(小松原交差点)	加西市北条町西高室 (西高室交差点)	
	高岡北条線	加東市高岡673-8 (高岡交差点)	加西市玉野町245 (玉野交差点)	
	玉野倉谷線	加西市玉野町236-1 (玉野交差点)	加西市倉谷町 (倉谷西交差点)	
幹線緊急輸送路	中国自動車道	北区・三木市境	兵庫県岡山県境	西日本高速道路(株)

出典：兵庫県地域防災計画（資料編）平成28年修正

5 地震に対する安全性の向上に関する啓発及び 知識の普及に関する事項

5-1 情報提供の推進

(1) 市民、業界関係者への情報提供

パンフレットの配布、ホームページ等様々な手段を通じて、市民や事業者、関係団体等に対して、耐震診断及び耐震改修に関する知識の普及、啓発に努めます。

(2) 住宅耐震化相談会の実施等

市は、建築関係団体の建築士等と連携し、住宅の所有者等の耐震化に関する意識の啓発、知識の普及を図るため、住宅耐震化相談会を実施します。また、早かごセミナー制度を活用し、出前講座を行うなど、耐震化に関する情報提供の推進に努めます。

(3) 加西市地震防災マップ等の更新、活用促進

市民の自己予防意識の高揚を図り、所有者自らによる住宅・建築物の耐震化を促進するため、地震が発生した場合の市域における最大の震度等を示す揺れやすさマップや危険度マップを掲載した「加西市地震防災マップ」の活用に努めます。

5-2 自治会や関係団体との連携

(1) 自治会との連携

住宅・建築物の耐震化は地域の防災活動の一環であり、地域の安全・安心という観点から自治会等の自主防災組織等と連携し、市民への啓発活動に取り組みます。

(2) 関係団体との連携

県、市及び建築関係団体が互いに情報を共有し、連携して住宅・建築物の耐震化に関する意識啓発と耐震化の促進に取り組みます。

6 法による耐震性確保等のための措置に関する事項

6-1 法に基づく指示・指導等と勧告・命令等

住宅・建築物の安全性・耐震性を確保するため、以下に掲げる措置について具体的な取組方針に基づき、特定行政庁（兵庫県）と連携します。

(1) 耐震改修促進法第12条又は第15条に基づく指示・指導等

(2) 建築基準法第10条に基づく勧告又は命令

【参考】特定行政庁（兵庫県）による指導及び助言並びに指示、勧告又は命令等

○耐震改修促進法

第12条：大規模多数利用建築物に対する指導及び助言並びに指示等

第15条：中規模多数利用建築物に対する指導及び助言並びに指示等

小規模多数利用建築物に対する指導及び助言

○建築基準法

第10条：指導及び助言並びに指示等の措置をとったにも係わらず、建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合において、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがある建築物については勧告を、著しく保安上危険と認める建築物については命令することができる。

7 用語解説

7-1 耐震改修に関する法制・基準等

●新耐震基準

昭和 56 年の建築基準法改正による現在の耐震基準を新耐震基準といい、中規模地震（震度 5 強程度）に対してほとんど損傷を受けず、大規模地震（震度 6 強～震度 7 程度）に対して人命に危害を及ぼす倒壊等の被害を生じないことを目標として定められた基準。対して、現行基準を満たさない建築物を旧耐震（基準）建築物と称する。

●耐震改修促進法（建築物の耐震改修の促進に関する法律）

新耐震基準に適合していない建築物の耐震診断・改修の促進を目的として、平成 7 年 12 月 25 日に施行された法律。平成 18 年 1 月の改正では数値目標等を盛り込んだ計画の策定が都道府県に義務付けられた。最終修正は平成 25 年 11 月。

●耐震改修促進計画

建築物の耐震診断・改修等の耐震化の取り組みを計画的に進めることを目的として、耐震化の数値目標や具体的な施策を盛り込んだ計画。都道府県については策定が義務付けられており、市町村についても策定の努力義務が課せられている。

●耐震化率

耐震性を満たしている建築物（新耐震基準建築物、旧耐震基準建築物で耐震性のあるもの及び耐震改修実施済のものの合計）が、建築物の総数に占める割合。

●耐震診断

地震の揺れによって建築物がどの程度の被害を受けるのかを調べ、地震に対する強さや安全性を評価すること。建築物の形状や骨組みの粘り強さ、老朽化の程度、ひび割れや変形等による損傷の影響等を総合的に考慮して判断する。

●被災建築物応急危険度判定

地震後、余震等による建築物の倒壊や落下物、転倒物による二次災害を防止するため、できる限り早く、短時間で建築物の被災状況を調査し、当面の使用の可否について判定するもの。

●耐震改修

新耐震基準に適合していない建築物の地震に対する安全性の向上を図るため、増築・改築、修繕・模様替、及び敷地の整備（擁壁の補強等）を行うこと。

●緊急輸送道路

震災発生後の救助・救急・医療・消火活動を迅速に行い被災者に緊急物資を供給するため、兵庫県及び加西市の地域防災計画に位置付けられている道路。

●多数利用建築物

耐震改修促進法第 14 条第 1 号に掲げる建築物をいう。また、本計画においては、県計画と同様に、同法附則第 3 条第 1 項に規定する要緊急安全確認大規模多数利用建築物を「大規模多数利用建築物」、同法第 15 条第 2 項に規定する特定既存耐震不適格建築物を「中規模多数利用建築物」、同法第 14 条に規定する特定既存耐震不適格建築物（中規模多数利用建築物を除く。）を「小規模多数利用建築物」とする。